

## 高齢者虐待防止について

### 1 高齢者虐待とは

#### 高齢者虐待の内容

##### ①養護者による高齢者虐待

高齢者を現に養護する者（家族や親族など）による虐待

##### ②養介護施設従事者による高齢者虐待

老人福祉法および介護保険法に規定する下表の施設または介護事業の業務に従事する職員による虐待

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業
介護保険法	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業

#### 高齢者虐待の分類

##### ○身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること

（例：殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、身体拘束・抑制をする、意図的に薬を過剰に与える など）

##### ○介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の者による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること

（例：食事や水分を与えない、入浴しておらず異臭がする、劣悪な環境の中で放置する、必要な介護サービスや医療を理由なく制限する など）

##### ○心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

（例：ののしる、侮辱を込めて子供のように扱う、意図的に無視する など）

##### ○性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること。高齢者にわいせつな行為をさせること。

（例：排せつの失敗の罰として下半身を裸にして放置する など）

## ○経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること。その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(例: 必要な金銭を渡さない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど)

### 高齢者虐待件数等の状況

- 高齢者への虐待に関する通報・相談件数および虐待と認められた件数は次のとおりであり、平成24年度は養介護施設従事者等による虐待が発生しています。

区分	虐待と判断された件数	
	23年度	24年度
養護者	193件	144件
養介護施設従事者等	0件	3件

### 養介護施設の設置者または養介護事業を行う者の義務

- 養介護施設や養介護事業を行う者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。
- 養介護施設の設置者または養介護事業を行う者は、次の措置を講じなければなりません。
  - ①養介護施設従事者等の研修の実施
  - ②養介護施設への入所者、養介護施設の利用者または養介護事業にかかるサービスの提供を受ける高齢者およびその家族からの苦情処理の体制整備
  - ③その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

### 養介護施設従事者等の義務等

- 養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。
- 養介護施設従事者等は、高齢者の人格を尊重した待遇を行わなければいけないことはもちろんのこと、就業している養介護施設内や養介護事業において、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町に通報をしなければなりません。
- また、養護者または養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町に通報をしなければなりません。
- このほか、養護者または養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町に通報するよう努めなければなりません。
- なお、養介護施設従事者等は、市町に通報をしたことを理由として、「解雇その他不利益な取扱を受けない」と規定されています。

### 養介護施設従事者による高齢者虐待への対応

- 高齢者虐待について通報があった場合は、市町が虐待の事実確認を行います。県が市町と協力して事実確認を行うこともあります。
- 高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護のため、市町や県は、法令に規定された権限を行使します。(監査・指導の実施。従わない場合は、行政処分もあり。)

## 2 身体拘束の廃止

介護保険法では、身体拘束は原則禁止されています。(基準条例でも禁止について明記されています。)

高齢者虐待の対応では、身体拘束実施の3要件を満たさない身体拘束は「高齢者虐待」として対応します。

### 身体拘束となる具体的な行為の例

- ・徘徊しないよう車イスやイス、ベッドに身体をヒモなどでしばる。
- ・転落しないよう、ベッドに身体をヒモなどでしばる。
- ・自分で降りられないよう、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴、経管栄養などのチューブを抜かないよう、四肢をヒモなどでしばる。
- ・点滴、経管栄養などのチューブを抜かないよう、または皮膚をかきむしらないよう手や指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- ・車イスやイスから落ちたり、立ち上がったりしないよう、Y字拘束帯、腰ベルトなどをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するため、つなぎ服を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐため、ベッドなどに身体をヒモなどでしばる。
- ・行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

※上記行為は身体拘束禁止の対象となる行為の例であり、どういった行為が身体拘束禁止の対象となるかは、実施行為の中身と目的が問題となります。

### 緊急やむを得ない場合の身体拘束実施

- ・ケアの工夫だけでは十分に対処できない一時的に発生する突発的事態のみに限定。
- ・安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束することはできない。慎重な判断が必要。

#### (身体拘束実施の3要件)

切迫性、非代替性、一時性～これら3要件すべてを満たすこと

(3要件内容)

切迫性	・利用者本人または他の利用者などの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
	※身体拘束を行うことで本人の日常生活に与える悪影響を勘案、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者本人などの生命または身体が危険にさらされる可能性が高いか否かを確認したか。
非代替性	・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
	※複数のスタッフで確認をしたか。拘束方法は、本人の状態像などに応じて最も制限の少ない方法を検討したか。
一時性	・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
	※身体拘束その他の行動制限が、本人の状態像などに応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したか。

- 身体拘束廃止委員会などの組織で、上記3要件すべてを満たす状態であることを検討し、記録することが必要。（担当スタッフで決めるものではない。施設全体として判断。）
- 利用者本人や家族に、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間などをできる限り詳細に説明し、理解を得る。（施設の責任で実施。）また、事前に説明し理解を得ていても、身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明のこと。
- 緊急やむを得ない場合に該当するか否か常に観察、再検討。必要なくなれば、直ちに解除。
- 身体拘束を実施する場合、その態様や時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要。（日々の心身の状態などの観察。拘束の必要性や方法の再検討を行うごとに、逐次記録を加える。その情報は、スタッフ間や施設内などで共有できるようにすること。この記録は施設で確実に保存。）

### 3 苦情処理体制の整備

養介護施設・養介護事業者では、苦情相談窓口を開設するなど、苦情処理のために必要な措置を講すべきことが基準条例等に規定されているとともに、高齢者虐待防止法においては、養介護施設・養介護事業者に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています。

苦情の受付やその処理体制については、サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

介護サービス事業者の皆様へ

# 平成21年5月1日から 介護保険法が変わります

介護サービス事業者の皆様が、これまで以上に適切な事業の運営や、利用者の皆様へのサービスの確保を行うことができるよう、介護保険法等が改正されました。

## 1 業務管理体制の整備・届出

事業者は、業務管理体制を整備し、届出を行うことが必要となりました。

- 整備すべき体制は、各事業者が運営する事業所等の数により異なります。

(業務管理体制整備の内容)

法令遵守責任者の選任

法令遵守規程の整備

業務執行の状況の監査

法令遵守責任者の選任

法令遵守規程の整備

法令遵守責任者の選任

20未満

20以上100未満

100以上

指定又は許可を受けている事業所等の数（みなし事業所を除く）

※同一事業所が、例えば訪問介護と介護予防訪問介護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は2と数えます。

- 届出先は各事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣又は地方厚生局長
② 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

※①については、事業所等の所在地により届出先はつきのようになります。

- ・1つの地方厚生局の管轄区域にある場合 →当該地方厚生局長
- ・2つの地方厚生局の管轄区域にまたがる場合 →事業所等の数が多い地域を管轄する地方厚生局長
- ・3つ以上の地方厚生局の管轄区域にまたがる場合→厚生労働大臣（老健局介護保険指導室）

地方厚生局の管轄区域や届出先については厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

- 届出は体制を整備した後、速やかに行っていただく必要がありますが、平成21年10月31日までの間は、同日までの届出でかまいません。

## 2 休止・廃止届が事前届出制に

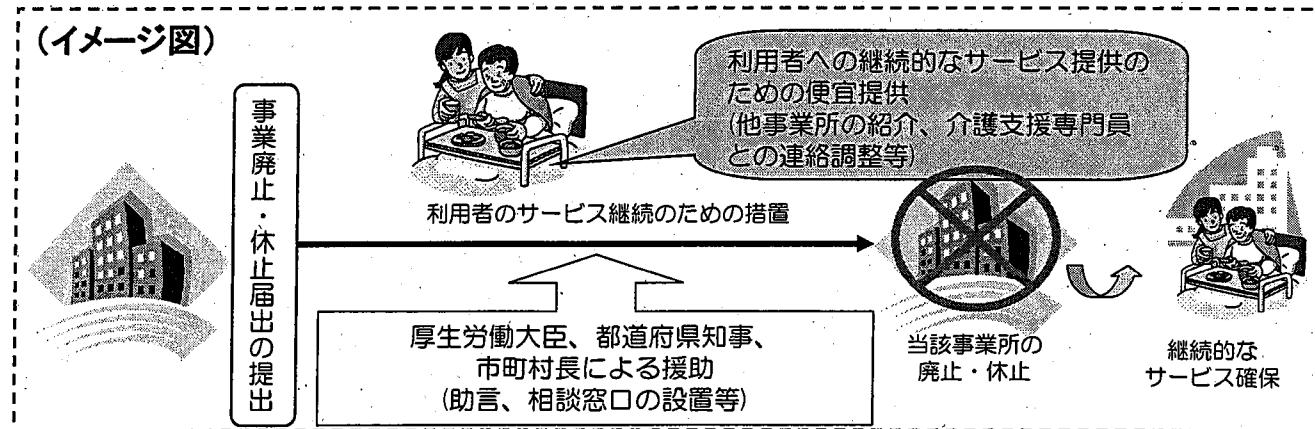
- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わりました。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者に通知した場合、聴聞決定予定日までに廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなりました。

## 3 休止・廃止時の利用者へのサービス確保が義務化

休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられました。

(この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。)

(イメージ図)



## 4 指定の取り消しにおける連座制の見直し

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることになりました。
- ② 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加されました。
- ③ 連座制の適用範囲が、居宅・地域密着型サービスの場合、在宅系（例：訪問介護）と居住系（例：特定施設入居者生活介護）に分かれました。

厚生労働省老健局  
総務課介護保険指導室・振興課



## 介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会報告書 概要

- 本検討会の目的  
介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目指とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組について検討を行う。

### 1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、その他の多様な地域資源の情報とを一元化し、介護サービス情報を一貫的に発信すべき

### 方 向 性

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を探る追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

### 2 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、前回の制度改正で都道府県の裁量で公表をを行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき

### 方 向 性

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
  - ・サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特色の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
  - ・従業者に関する情報提供の円滑な実施
  - ・キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

### 3 情報公表制度の利活用を促進

- 国民の求め情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき

### 方 向 性

- 繼続的な普及・啓発の推進
  - ・サービス利用手続の中で行う効果的な普及・啓発
  - ・病院待合室や市役所窓口等で行う高齢世代になる前からの普及・啓発
  - ・地域包括支援センターにおける情報公表システムの構築
  - ・時代のニーズに応じたシステムの構築
  - ・情報の見せ方・可視化の工夫
  - ・情報の入口（概要情報）の工夫、スマートフォンの活用、画像・グラフ・チャートの活用等）

これらの方針性に沿った見直しを実施することで、

⇒地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供  
⇒事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

# 今後の介護サービス情報公表制度の方向性

## 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

### 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起點となる地域包括支援センターの情報を追加
- ⇒ 事業所の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

### 情報公表制度の利活用を促進

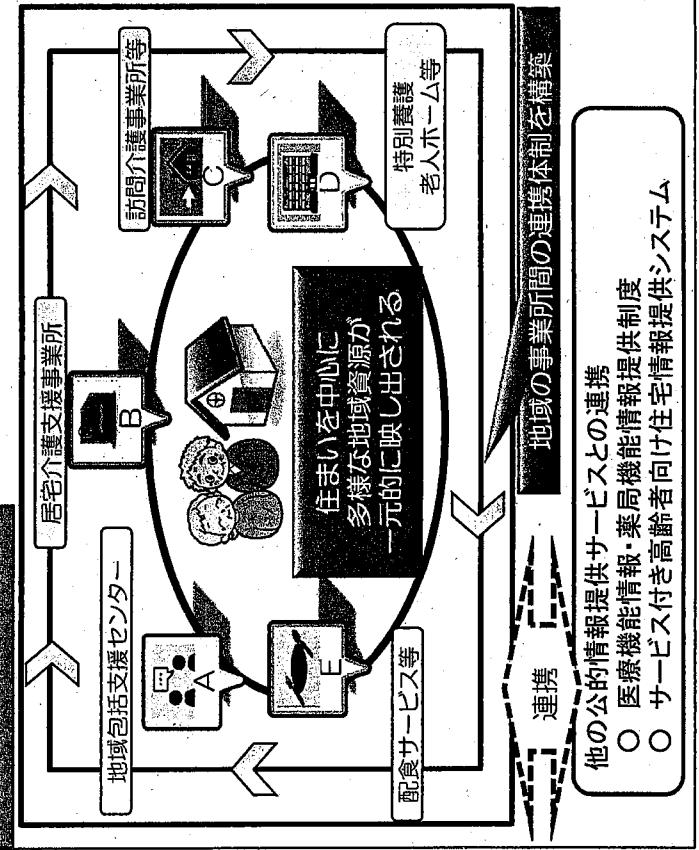
- 時代とともに介護等を必要とする世代は入れ替わっていくことから、現役世代を含めた継続的な普及・啓発の推進
- 時代のニーズに対応したシステムとなるよう定期的に改善

⇒ 地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供とともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

## (制度の主な利用者) <見直しにより目指す効果>

- 介護サービス以外の地域資源に関する情報の充実により、住み慣れた地域で在宅生活を続けるために必要な情報を一体的に取得・活用
- 比較・検討するための情報の充実等を通じて、より自分にふさわしいサービスを選択
- 事業所の運営理念やサービス提供に向けた独自の取組等の情報発信機能を積極的に活用し、利用者のサービス選択を支援
- 従業者に関する情報発信に主体的に取り組むことにより、雇用管理の取組を促進。サービスの質の向上と人材確保に寄与
- 多様な主体が提供する生活支援等のサービスが一元的に把握できるため、総合相談やケアマネジメント等で活用
- 多様な地域資源の整備状況を「見える化」し、一體的に把握できるために、地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組をさらに推進するとともに、地域の事業所間の連携体制を構築

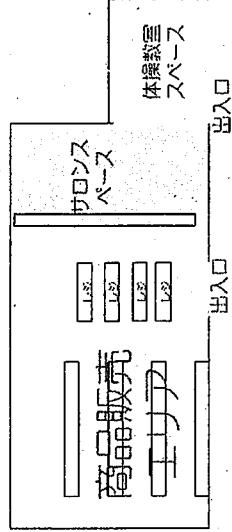
## <今後の掲載イメージ>



## 生活支援・介護予防サービスへの民間企業の参入推進

- 民間企業(※1)による健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点(※2)を「街のワクワク(WAC)」(仮称)と称して、市町村に一元的に情報集約して住民に提供する仕組みを構築
- \*1 例えばスーパー・コンビニ、飲食店、フィットネスクラブ等
- \*2 ①総合相談・健診相談、②訪問型サービス、③通所型サービス、④買い物支援、⑤宅配・配食サービス、  
⑥見守り

**例1 スーパー・コンビニ等の店舗にサロン・体操教室などを組み合わせ**



**例2 喫茶店にサロンを併設し、認知症の方・家族を支援**

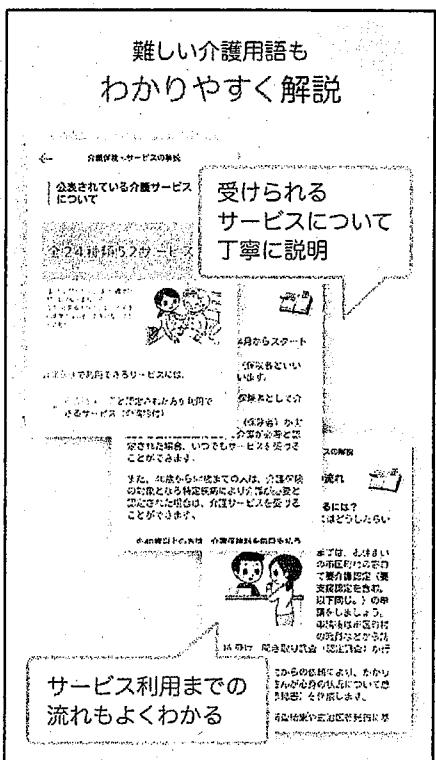
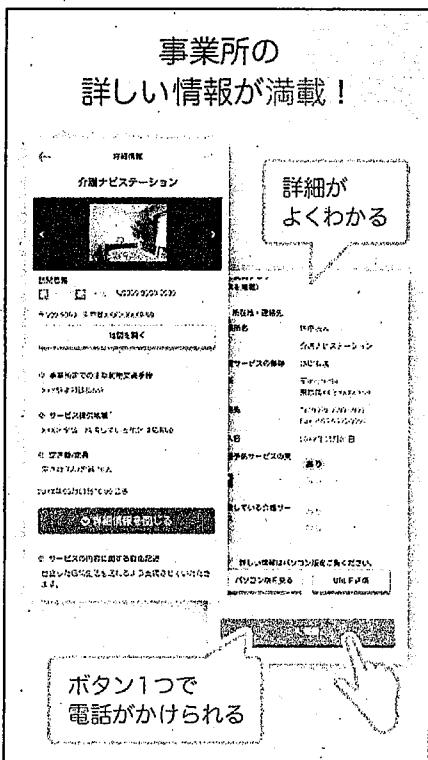
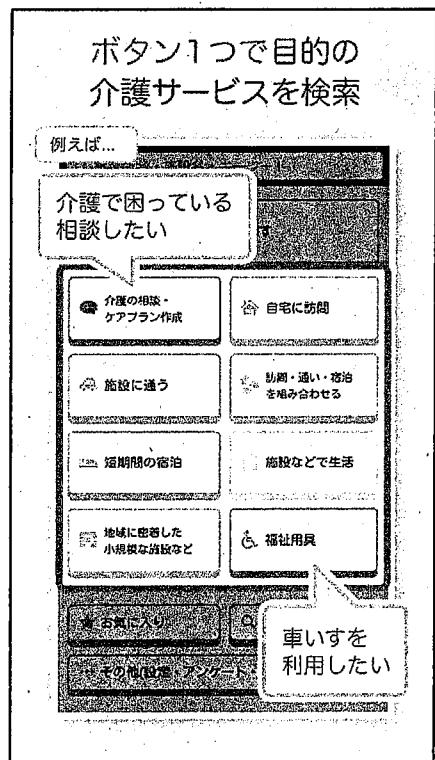
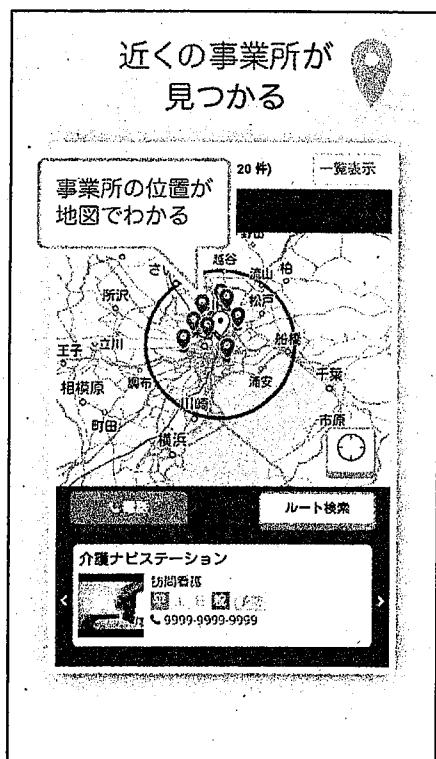
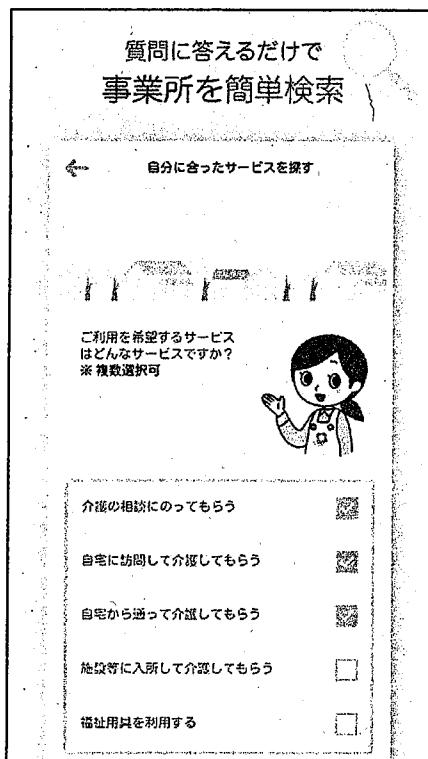
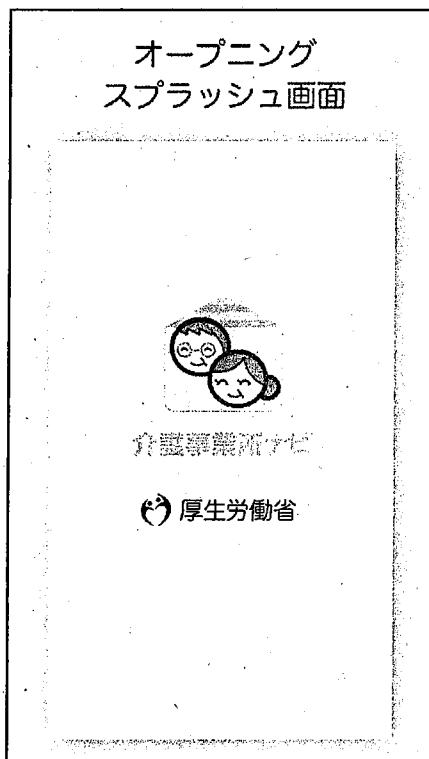


「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—（平成26年6月24日閣議決定・抜粋）

- 第二 3つのアクションプラン  
二、戦略市場創造プラン
- テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸
- (3) 新たに講ずべき具体的な施策
- ii) 公的保険外のサービス産業の活性化
- ②ヘルスケア産業を担う民間事業者等が創意工夫を発揮できる市場環境の整備  
民間企業（コンビニ、飲食店等）による健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点（総合相談、訪問・通所サービス、宅配・配食サービス、見守り等）を「街のワクワク(WAC WAC)」（仮称）として、市町村にその情報を一元的に集約して住民に提供する仕組みを来年度中に構築する。

## 別紙資料4-3

### 介護サービス情報公表システム スマホアプリ版スクリーンショット(案)



## 情報公表システムの見やすさ等の改善(概要)

平成26年10月改修分

### 利用者の閲覧性の向上を図る観点から、情報公表システムの機能を改善

#### 比較機能の充実

- 一度に比較出来る事業所数をこれまでの3件から30件まで拡大。これまでの比較方法のほか、利用者が事業所を選択する際のポイントとなる情報を絞つて比較できるよう項目を整理。
- さらに、事業所間で内容が異なる項目が一目で分かるよう着色して表示。

#### 検索機能の充実

#### 【「住まいからの検索」を新設】

自分の住まいを中心とした事業所検索を可能とし、「距離」も表示。  
※住まいからの距離順に並べ替えることも可能

#### 【県外の隣接する市町村も一目的に検索可能に】

これまでの都道府県単位の検索から、都道府県をまたぐ(隣接する県外の市町村を含めた)事業所検索を可能にする。

※その他、都道府県トップページ上段に「簡易検索」機能を追加(キーワード等から簡単に検索できる)

#### 見やすさ等の改善

- 検索結果一覧を見やすく工夫し、一度に表示できる件数について、これまでの5件から50件まで拡大。
- ソート機能の充実(住まいからの距離、公表日、開始年月日、空き状況、利用者数 等)
- 全体的に見やすさを工夫(「事業所の特色」ページにおいてグラフを活用 など)

## 別紙資料4-5

## 介護サービス情報公表システム改修のスケジュール（現時点の予定）

※「見やすさ等の改善」や制度改正にも対応していくため、段階的にシステム改修を実施していく。

改修事項	平成27年 3月	平成27年 7月	平成27年 10月	具体的な項目	制度改正の対応	制度改正の対応
○スマートフォンアプリの開発(GPS(位置情報)の活用による簡易検索、事業所までの道順検索等が可能に)	○従業者に関する情報の追加(キャリア段位に関する取組情報を含む)	○都道府県が公表している介護サービス事業所の情報の公表・調査等の事務を指定都市に改修を行い、29年度を目途に稼働を予定)	○新規加算等報酬改定の内容を反映	○地域包括支援センター及び生活支援サービスの公表(市町村がシステムを活用)	○通所介護の情報に宿泊サービスの情報を追加	